

第 8 回会議の議論概要

1. 事前モニタリングの実施状況について

<引継事項>

○環境省のモニタリングについて

- 放出開始時に海が荒れ速やかにサンプリングができないという事態は問題。もし海が荒れていたらどうするのか考えておくべき。(鳥養委員)
→御指摘の点が問題にならないよう調整していく。また、速報のための分析における荒天時の対応については、資料 3-1 のとおり記載。

○放出前の測定について

- 海域モニタリングは放出して結果が出るまでにタイムラグがある。基準を超過していても海に出てしまうのではないかという懸念を解消するためには、放出前に濃度を確認する旨を示すことも重要。第 8 回会議参考資料 4 の 27 ページの図のような全体像をホームページ上で公開し、しっかりと測定して濃度が希釈されていることを確認した上で放出を行うことが分かるようにすべき。(山崎委員)
→ (東京電力) 承知。

2. 海洋放出後のモニタリングの結果の取扱いについて

<引継事項>

○用語の表現や情報発信等について

- 東京電力の資料において「放出口付近」や「放出口周辺のイメージ」という表現があるが、もう少し具体的な数字で示せないか。(青野委員)
→ (東京電力) 資料 3-2 のとおり、具体的な数字や資料の採取ポイントを記載。
- 東京電力では「異常値」、環境省では「外れている可能性がある値」という表現が使われている。混乱を避けるため言葉の定義を定めるべき。(青野委員)
→前者は、その値を超えれば放出を止めるというもので、実施計画上で定められ原子力規制委員会が審査するもの。後者は、前者には至らないがトレンドから外れている可能性がある値が出た際の対応を検討するために用いたもの。資料 3-2 及び 3-3 のとおり記載。
- ALPS 処理水の海水希釈後のトリチウム濃度の上限値「1500Bq/L」について、なぜこの値なのか理解が得づらい。新たな数値を出す場合も、その根拠をしっかりと定義すべき。(鳥養委員)
→ (東京電力) トリチウム濃度 1,500Bq/L 未満は、現在、地下水バイパス及び、原子炉建屋、タービン建屋の周辺の地下水 (サブドレン) をくみ上げて浄化し

た水、を海洋に放出しており、そのトリチウムの基準、1,500Bq/L 未満を今回の ALPS 処理水の中でも準用したもの。

資料 3-2 において、指標となる値の設定理由や分析地点も含めて記載。

○外れ値の判断方法や検出された場合の対応方針について

- 第 8 回会議資料 3-2 のフローチャートにおいて、判断材料として、測定値だけでなく他の情報（周りの環境の状況、異常放出の有無、海流の状況等）も考慮できるようなフローがよい。（青野委員）
- 基礎的情報を収集しておき、それを踏まえて専門家としてどのように値を解釈するか、という段階を踏むことになると思われる。基礎的情報として何を収集しておくべきかの議論が必要。（福島座長）
- 過去の濃度変動の幅のデータについて、その背景と原因を分析し、その特徴を理解しておくといった準備が必要。（飯本委員）
- 外れ値について、その値の設定根拠を説明できる値にすべき。自然のばらつきや測定ミスによるばらつきの起き得る範囲よりも高い値に設定すべき。（鳥養委員）
- 海洋モニタリングは、大局的な観点からおかしいことや蓄積が起きていないかを見るものであり、全体を見ながらケースバイケースで判断するもの。特定の値を超えたときに異常だというものではない。
精密分析は結果が出るまでに時間がかかり、かつタイミングがずれるため、結局は定期的に会議においてその時点で得られたデータ全体を俯瞰しておかしいことが起きていないかを臨機応変に見るしかない。突発的におかしい値が出る可能性はあるので、それについてはその都度相談すべき。（伴委員）
- 外れている可能性のある値をチェックするためには、各機関のデータを高い頻度で共有し、トレンドを把握しておくことが重要。（山崎委員）
- 今回のモニタリングにおいて、外れている値が出て何らかの対応が必要となった場合に、具体的にどのような対応をとるかが難しい。（福島座長）
- 常時一定量を流し続ける形で放出する場合、測定手法や異常値の定義にもよるが、放出口近傍でまさに今放出された海水そのものを測定すればある程度高い濃度が検出される可能性はないわけではないと思われる。（荒巻委員）

→今回の議題（2）で議論。